

令和7年度ぐんまナチュラルマルシェに関する業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和7年度ぐんまナチュラルマルシェに関する業務の受託候補者を選定するため、次のとおり実施事業者を公募する。

2 業務の名称

令和7年度ぐんまナチュラルマルシェに関する業務

3 発注者

群馬県西部農業事務所長 横田 学（担当課：群馬県西部農業事務所農畜産課）

4 業務の内容

別添「令和7年度ぐんまナチュラルマルシェに関する業務委託仕様書」のとおり

5 委託金額

896千円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）を上限とする。

※この委託金額は、本プロポーザルにおける企画提案書作成のために設定した委託金額の上限額であり、この範囲内で積算すること。

6 応募資格

次の条件のすべてを満たしている者

- (1) 委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (2) 事業執行に当たり、主催者である群馬県の指示に従い、経理処理や事業遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (8) 群馬県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (10) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

7 スケジュール

(1) 応募期間

令和7年8月13日（水）～令和7年8月22日（金）

(2) 質問受付期限

令和7年8月19日（火）13時まで（必着）

(3) 企画提案書提出期限

令和7年8月22日（金）15時まで（必着）

(4) 書面審査

令和7年8月下旬

(5) 受託予定者の決定及び通知

令和7年8月下旬（予定）

(6) 契約締結

令和7年8月下旬（予定）

8 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答等

本プロポーザルの参加や企画提案書の作成に係る質問を以下のとおり受け付ける。

なお、審査に係る質問は受け付けない。

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年8月19日（火）13時まで（必着）

(2) 質問方法

ア 様式

「様式1 質問票」

イ 提出方法

件名は「令和7年度ぐんまナチュラルマルシェに関する業務プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、電子メールにて提出すること。

また、電子メール送信後に必ず電話（027-322-0539）にて着信を確認すること。

(3) 提出先

群馬県西部農業事務所農畜産課

メールアドレス：seibunou-nouchiku@pref.gunma.lg.jp

(エス, イー, アイ, ビー, ユー, エヌ, オー, ユー, ハイフン, エヌ, オー, ユー, シー, エイチ, アイ, ケー, ユー, アットマーク, ビー, アール, イー, エフ, ドット, ジー, ユー, エヌ, エム, エー, ドット, エル, ジー, ドット, ジェイ, ビー)

(4) 回答

質問書受付日の翌日から起算して3営業日（土・日曜日、祝日を除く）を目処に、電子メールにより回答する。ただし、質疑の内容によっては、公平性を担保するため、回答内容を県ホームページに公表することがある。

9 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ア 応募資格に関する申告書（様式2）
- イ 消費税に係る課税事業者又は免税事業者届出書（様式3）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）（※注）
- エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（※注）
- オ 直近の決算に係る財務諸表（※注）
- カ 会社概要等事業者の概要がわかるもの（パンフレット等）（任意様式）
（※注1）ウ、エ、オについては、「群馬県物品等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要とする。
- キ 企画提案書表紙（様式5）
- ク 企画提案書（様式任意）
企画提案書には次の内容を必ず記載すること。
 - a 業務実施体制（会社所在地、会社概要、過去の実績も記載すること）
 - b 提案内容（別添仕様書の業務内容を反映すること）
 - c 業務スケジュール
 - d 費用積算（見積書）
 - ・見積書の宛名は「群馬県西部農業事務所長 横田 学」とし、内訳には各経費の単価、数量（単位）、消費税及び地方消費税額を明記すること。
 - e その他、必要な資料

(2) 提出方法

- ア 提出部数
 - a 企画提案書(表紙及び本体) 8部（正本1部及び副本7部）
 - b 会社概要等事業者の概要が分かるもの(パンフレット等) 8部（正本1部及び副本7部）
 - c それ以外 1部
- イ 提出方法
上記、a及びbの正本1部は電子メール（PDF ファイル）にて提出すること。
上記 a、b の副本7部及び c の1部については、郵送又は持参にて提出すること。
※持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く9時から17時までに来課すること。ただし、提出最終日の8月22日は、15時までに来所すること。
※電子メール送信後に必ず電話(027-226-3129)にて着信を確認すること。
- ウ 提出先 下記13担当所属あて
- エ 提出期限 令和7年8月22日（金）15時まで（必着）

(3) 書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

1 0 審査

(1) 審査方法

書面審査

(2) 審査基準

- ア 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- イ 企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、構成内容、オリジナリティ、表現方法）
- ウ 実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- エ 積算に関すること（見積金額の妥当性）
- オ 総合評価（全体的な整合性）

(3) 契約交渉の相手方の選定方法

審査基準に基づき、審査を行い、最も点数の高い事業者を優先交渉者として決定する。

(4) 審査結果

令和7年8月下旬を目途に応募事業者すべてに通知する。なお、電話での問合せには応じない。受託候補者については、県ホームページにて公表する。

1 1 契約締結等の手続

- (1) 県は、審査基準に基づき、総合的に最も評価の高い企画提案を行った応募事業者を受託候補者として扱う。
- (2) 本プロポーザルによる提案内容及び企画提案仕様書は、受託候補者の選定のために使用するものであり、契約時には改めて内容を協議した上で、必要に応じて内容を変更して、予定価格の範囲内で契約を行うこととする。
- (3) 当該協議が不成立の場合は、次に評価の高い応募事業者と協議を行う場合がある。なお、契約締結に必要な経費は受託候補者の負担とする。

1 2 注意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがある。
- (3) 企画提案提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面（任意様式）にて提出すること。
- (4) 契約相手方が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償しない。
- (5) 実施要領に定めのない事項、又は本要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、定めるものとする。

1 3 担当所属

群馬県西部農業事務所農畜産課

住所 : 〒370-0805 高崎市台町 4 - 3 (群馬県高崎合同庁舎 3 階)

電話 : 027-322-0539

F A X : 027-324-6751

E-mail : seibunou-nouchiku@pref.gunma.lg.jp